

## 「高松市景観計画（案）」についてのパブリックコメント実施結果

本市では、平成23年11月28日から12月19日までの期間、「高松市景観計画（案）」についてのパブリックコメントを実施しました。いただきました御意見の要旨およびそれに対する本市の考え方を、以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

- (1) 意見総数 1件（1人）
- (2) いただいた御意見（要旨）とそれに対する市の考え方

※ 提出をいただいた御意見は、趣旨を変えない範囲で簡略化または文言等の調整をさせていただきます。

No	御意見（要旨）	御意見に対する市の考え方
1	新県立中央病院へ向かう道中が、楽しみとなるような景観を望みます。	<p>本市では、本年3月に策定した景観施策の指針である「美しいまちづくり基本計画」に基づき、景観形成に大きな影響を及ぼす建築物等に対し、行為の制限などの規制内容について定める、景観法に基づく「高松市景観計画（案）」を取りまとめたものでございます。</p> <p>また、来年度には、都市空間を構成する重要な要素である屋外広告物についても、景観計画に定める内容を踏まえ、現行の規制内容の見直しに着手することとしており、美しいまちづくり基本計画に定める目標像「だれもが暮らしたい、訪れたいと感じる 美しいまち 高松」の実現に努めてまいりたいと考えております。</p>

御協力、ありがとうございました。

お問い合わせ先

高松市都市整備部都市計画課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

電話：087-839-2455／Fax：087-839-2452

E-mail：toshikei@city.takamatsu.lg.jp